

秋田市教育委員会
平成28年12月定例会
(資料)

【資料目次】

協議事項

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (1) (仮称) 秋田市文化振興ビジョンについて | 1 |
| ※体系図・原案 | (別途) |
| (2) (仮称) 第3次秋田市スポーツ振興マスタープランについて | 2 |
| ※体系図・原案 | (別途) |
| (3) 平成28年度秋田市教育委員学校訪問の総括について | 4 |

教育長等の報告

- | | |
|----------------------------|---------|
| (2) 平成28年度「新成人のつどい」の警備について | 6 |
|----------------------------|---------|

(仮称) 秋田市文化振興ビジョンについて

1 趣旨

秋田市では、総合計画基本構想をもとに「秋田市教育ビジョン」を文化振興の基本方針としてきたが、平成28年度の機構改正による観光文化スポーツ部の新設や「秋田市教育ビジョン」の改定を踏まえ、新たに29年度以降の文化振興基本方針として「(仮称) 秋田市文化振興ビジョン」を策定することとしており、同ビジョンの原案について、ご意見を伺うものである。

2 策定の考え方

秋田市文化振興条例の理念および第3条2項の「市の役割」をベースとした現在の「秋田市教育ビジョン・文化振興部門」の内容を基本的に継承し、観光文化スポーツ部設置目的など、新たな要素を加えたビジョンとする。

3 計画期間・構成

「秋田市教育ビジョン」の計画期間・構成を基本的に継承する。

- ・ 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日
- ・ 構成

①基本方針 ②目標 ③市の役割 ④重点施策と取組（各施設の取組を含む）

※個別の事務事業については、各年度の予算編成を受けて年度毎にまとめる

4 今後のスケジュール

12月19日～ パブリックコメント（1月13日まで）

3月 教育産業委員会に最終案説明
文化振興審議会に最終案説明
市長決裁で策定

(仮称) 第3次秋田市スポーツ振興マスタープランについて

1 趣旨

秋田市では、平成23年度に本市スポーツ振興の指針として「第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン」を策定し、生涯スポーツ社会の実現を目指してきたが、平成28年度の機構改正等を踏まえ、計画期間を1年延長しているところである。

については、平成29年度からスタートする「(仮称) 第3次秋田市スポーツ振興マスタープラン」の策定にあたり、同プランの原案について、ご意見を伺うものである。

2 策定の考え方

第3次プランは、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として、第13次秋田市総合計画を上位計画とし、成長戦略やはずむスポーツ都市宣言の趣旨との整合を図るとともに、秋田市教育ビジョンおよび秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画などを関連計画と位置づけて策定する。

3 計画期間および構成

- ・ 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日 5カ年計画
- ・ 構成 3層構造により構成する
 - ①基本方針 ②基本的施策 ③具体的な取組

「③具体的な取組」については、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、毎年度事業をローリングすることにより、具体的な取組みを示す。

4 今後のスケジュール

- 12月19日～ パブリックコメント開始（1月13日まで）
- 12月22日 教育委員会で原案を説明し意見聴取
- 2月 策定検討委員会に最終案説明
- 3月 教育産業委員会に最終案説明
市長決裁で策定

※参考

※スポーツ基本法抜粋

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

平成28年度秋田市教育委員学校訪問【実績報告】

| No. | 期日 | 班 | 訪問校 | | 教育委員 | | | | | 随行 | | | |
|-----|----------|-----|-------------------|----------|-------------------|-----|----|----|----|---------|------------|-----------|------------------|
| | | | 午前 10:10～12:15 | 給食 準備 | 午後 13:30～15:35 | 委員長 | 委員 | 委員 | 委員 | 教育長 | 学校教育 課長 | 教職員 室長 | 学校教育 課長補 佐 |
| 1 | 7/13(水) | A | 築山小学校 | 有 | 中通小学校 | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| | | B | 御所野学院高校 | 無 | 牛島小学校 | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 2 | 7/21(木) | A | | 無 | 上新城小学校 | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| | | B | | 無 | 勝平中学校 | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| 3 | 8/25(木) | A | 明德小学校 | 無 | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| | | B | 山王中学校 | 無 | | | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 4 | 8/29(月) | A | 土崎中学校 | 有 | | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | | B | 御野場中学校 | 有 | | | | ○ | ○ | — | | | ○ |
| 5 | 8/31(水) | A | 保戸野小学校 | 有 | 秋田東中学校 | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| | | B | 飯島小学校 | 有 | 飯島南小学校 | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | |
| 6 | 10/20(木) | A | 勝平小学校 | 有 | すくうる・みらい訪問 | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | | B | 桜中学校 | 有 | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 7 | 10/27(木) | A/B | 雄和小中学校 | 有 | | ○ | ○ | ○ | ○ | — | | ○ | |
| 8 | 10/31(月) | A | 岩見三内小中学校 | 有 | | ○ | ○ | | | — | | ○ | |
| | | B | 将軍野中学校 | 有 | | | | ○ | ○ | | | | ○ |
| 9 | 11/7(月) | A | 浜田小学校 | 有 | 下浜小学校 | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| | | B | 仁井田小学校 | 有 | 四ツ小屋小学校 | | ○ | ○ | | 午後 ○ | ○ | | |
| 10 | 11/16(水) | A | 川尻小学校 | 有 | 下北手中中学校 | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | | B | 港北小学校 | 有 | 秋田北中学校 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 11 | 11/21(月) | A | 外旭川小学校 | 有 | 旭北小学校 | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | B | 太平中学校 | 有 | 桜小学校 | ○ | | ○ | | — | ○ | | |
| 12 | 11/25(金) | A | 河辺小学校 | 有 | | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | | B | 土崎南小学校 | 有 | | | | — | ○ | ○ | | | ○ |

訪問校の「学校経営の重点」〔校長の経営説明から〕

【訪問校33校中】

| 項目 | | 学校数 |
|----|----------------------------|-----|
| 1 | 確かな学力、学習習慣、基礎基本の定着 | 30校 |
| 2 | 豊かな心の育成 | 19校 |
| 3 | 健康・体力の増進、安全教育 | 17校 |
| 4 | 地域・家庭との連携、開かれた学校づくり | 16校 |
| 5 | キャリア教育の充実、進路指導 | 14校 |
| 6 | 望ましい人間関係構築、学級づくり | 13校 |
| 7 | 学校間連携(幼保・小・中・高・大) | 9校 |
| 8 | 生徒指導の充実、規範意識の醸成 | 8校 |
| 9 | 教職員の授業力の向上、授業改善 | 6校 |
| 10 | 教職員の資質向上(参画意識、危機管理意識、相互連携) | 5校 |
| 11 | 特別支援教育の推進 | 4校 |
| 12 | 学習環境の整備 | 3校 |

懇談における話題【総数225 1校平均約7】

| 項目 | | 回数 | |
|----|---|----|----|
| 1 | ①教科の指導方法 | 12 | 34 |
| | ②基本的学習習慣の定着 | 9 | |
| | ③学力向上の工夫 | 7 | |
| | ④表現力の育成 | 4 | |
| | ⑤IT・少人数学習 | 2 | |
| 2 | 食物アレルギー対応、食育推進 | 18 | |
| 3 | いじめ・不登校、教育相談 | 17 | |
| 4 | 家庭・地域との連携 | 13 | |
| 5 | 特色ある教育活動・きらめきプラン | 13 | |
| 6 | 小中連携(含:幼保小・中高・高大連携) | 13 | |
| 7 | 特別支援教育 | 13 | |
| 8 | キャリア教育推進 進路指導 | 11 | |
| 9 | 校内環境・学習環境 | 10 | |
| 10 | 児童生徒の家庭環境 | 9 | |
| 他 | ○健康教育・体力の向上(7) ○学級づくり、集団づくり(7) ○給食費、公会計化(7) ○部活動、スポ少(6) ○生徒指導(5) ○学区、登下校、スクールバス(4) ○児童会、生徒会(4) ○学校納金(4) | | |

平成28年度「新成人のつどい」の警備について

秋田中央警察署と連携し、新成人などの参加者約3,000人の安全確保および「新成人のつどい」事業の円滑な遂行を確保するための警備体制を整える。

1 内容

- (1) 会場周辺道路の交通整理・交通指導・警備
- (2) 会場内・外の安全点検、確認、巡回および警備
- (3) 開場前における新成人への指導、声かけおよび警備

2 警備体制

市配置職員96人、交通指導隊・駐車場整理32人

メインアリーナの職員配置は別図のとおり

3 妨害行為への対応

- (1) 妨害行為が発生した場合は、妨害者を職員が退場させ、警察へ引き渡し、一時保護を依頼する。
- (2) 発生時、職員だけでの対応が困難な場合は、警察に対応を依頼する。
- (3) 被害届提出の有無を判断する（式典後、協議）。
- (4) 現地警察責任者へ被害届提出の有無について連絡する。

※ 「新成人への案内状」や「広報あきた」等において、式典運営の妨げになる行為等を行った者に対し、法に基づき厳正に対処する旨を周知している。

1階アリーナ内職員配置:41人

平成28年度「新成人のつどい」会場図

■ : 配置職員

— (実線) : 来賓入退場の動線

- - - (点線) : 主催者入場の動線

